JAわかやまにおける組合員資格について

従来、組合員が亡くなられた場合には、相続人様の相続手続きをもって組合員の脱退・ 資格の喪失としておりましたが、農協法第21条第1項第2号及びJAわかやま定款第18 条第6項に基づき、組合員の死亡をもって組合員の脱退とさせていただきます。

また、農水省による監督指針 (Π -1-2-1)の「組合員資格の確認」に基づき、出資配当通知の郵送等による組合員の資格確認・所在確認を行わせていただいており、所在の確認が取れない組合員については、農協法第 21 条第 1 項第 1 号、 J A わかやま定款第 18 条第 6項 1 号に該当するものとして、組合員たる資格の喪失による脱退とさせていただいております。

尚、死亡による脱退及び組合員たる資格の喪失による脱退後において、ご本人様・相続 人様より申出があった場合には、所定の手続きにて、出資金相当額を払戻しさせていただ きます。

以上

【参考】

農業協同組合法

(当然脱退及び除名)

第21条 組合員は、次の事由によつて脱退する。

- 一 組合員たる資格の喪失
- 二 死亡又は解散
- 三 除名

(以下略)

JAわかやま定款

(脱退)

第 18 条 組合員は、いつでも、その持分の全部を譲渡することによって脱退することができる。

この場合において、その持分を譲り受ける者がないときは、当該組合員はこの組合に対しその持分を譲り受けるべきことを請求することができる。

2 前項の規定に基づく請求があったときは、組合はその請求の日から 60 日を経過した日以降に到来する事業年度末においてその持分を譲り受けるものとする。この場合、その譲受けの価格は、第20条第1項の規定に従って算定した払い戻すべき持分相当額とする。

(略)

- 6 組合員は、第1項の規定による持分全部の譲渡によるほか、次の事由によって脱退する。
- (1)組合員たる資格の喪失
- (2)死亡又は解散
- (3)除名